

申し込み期日となりましたので、締め切りとなります。  
多数のお申し込みをいただき、ありがとうございます。

令和7年10月28日

関係事業主 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
山梨県支部

## 「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」の開催について

労働安全衛生法第60条の2において「事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない」と定めています。その安全衛生教育に関する指針として「フォークリフト運転業務安全衛生教育について」(平成2.3.1基発第114号)をもって、教育カリキュラムが示され、更に「事業者は、従業員に対し一定期間(概ね5年)ごとに当該教育を実施するよう努めなければならない」と示されています。

本講習は、フォークリフト運転業務従事者の災害防止のため、安全衛生教育指針の教育カリキュラムに基づき実施する教育講習です。

当支部では、事業者に代わり、標記教育講習を以下のとおり開催しますので、ご案内申し上げます。

### 1. 受講対象者

令和2年以前にフォークリフト運転技能講習を修了した者で現にフォークリフト運転業務に従事している者

### 2. 講習日程等

講習日時	時間	講習科目	受講料 (消費税・資料代込)
令和7年 12月1日(月)	9:00~16:00	① 最近のフォークリフトの特徴 ② フォークリフトの取扱と保守 ③ 災害事例及び関係法令	8,690円

※筆記用具をお持ちのうえ、講習開始時刻より10分前までに受付を済ませてください。

※修了証の取得には、全過程受講が必須条件となります。1科目でも欠席した場合、全課程受講とはならず、修了証の交付はいたしかねます。また、各講義での遅刻、途中退席した場合、全過程受講とは認められない場合がございます。ご注意ください。

### 3. 開催場所

会場 山梨県自動車総合会館4F(山梨県トラック協会)

山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7

駐車場 山梨県トラック協会管理地(旧フォークリフト実技場)

山梨県笛吹市石和町唐柏671-2

※上記【駐車場】に駐車をお願いいたします。他団体敷地内への駐車はご遠慮ください。駐車場内で発生した事故・トラブルに関して、当支部は一切の責任を負えませんので、予めご了承ください。

※駐車スペースに限りがございますので、乗り合わせでのご対応をお願いいたします。

※講習終了まで出庫できないことを予めご了承ください。

#### 4. 申込方法

別紙【申込書】に必要事項を記入後、以下【5. 申込先】までFAX・郵送・当支部窓口までお申し込みください。

#### 5. 申込先

申込先	陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部 山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7 TEL 055-262-5562 FAX 055-263-2036
定員数	先着80名 ※受付は先着順とし、定員になり次第、締め切ります。
申込期限	令和7年11月25日(火)正午まで ※期日以降の受付はご対応いたしかねます。

#### 6. 振込先

振込先	口座名 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部 指定金融機関 山梨中央銀行 石和支店 口座番号 普通預金 28771 ※振込手数料はご負担願います。
受講料振込期限	令和7年11月25日(火)正午まで

#### 7. その他

- ① 申込書の受理と受講料納付確認後、受付完了となります。ご注意ください。
- ② 令和7年11月25日(火)正午までに受講取消しの連絡がない場合、受講者が指定した受講日に欠席した場合、受講者が各講義で遅刻、途中退席をして全課程受講と認められない場合、天変地異や新型感染症等でやむを得ず講習日程が変更となり、変更後の講習日に受講できない場合、天変地異や新型感染症等でやむを得ず講習日が中止となる場合は受講料の返金はいたしかねます。予めご了承ください。
- ③ 受講票・請求書の事前送付はありません。講習日当日に領収書(インボイス対応)を受講者にお渡しいたします。領収書の紛失、破損に伴う領収書の再発行はいたしかねます。予めご了承ください。
- ④ 外国人受講希望者の方は当支部ホームページ内【講習会案内・申し込み手順】【※外国人受講希望者の方は～】を必ずご確認ください。

# 駐車場案内

富士見通り 県自動車税事務所前交差点



講習会場  
〒406-0034  
山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7  
山梨県自動車総合会館4階

●セブンイレブン様

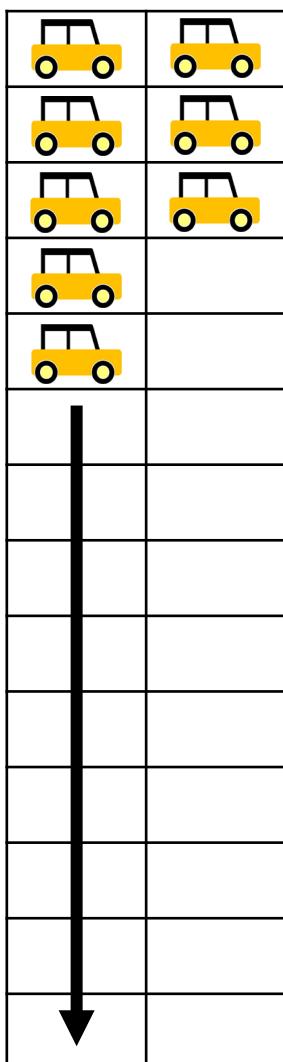
●米福様

農業用水路

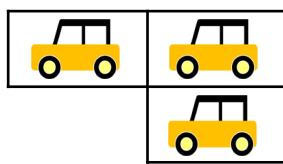
駐車場  
山梨県笛吹市石和町唐柏671-2  
(社)山梨県トラック協会管理地

農業用水路の橋を渡り  
赤点滅信号右折  
約100m直進  
左

出入口



駐手車前ができない場合順次駐車をして下さい。  
奥から順次駐車をして下さい。



屋根の下

駐車禁止

契約車両駐車場所  
駐車場所  
駐車禁止

